

【 新規 ・ 継続 ・ 変更 】

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

市区町村		受付	連絡
神奈川県		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/

年 月 日

氏名

申出者	(フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R	住所	連絡先			
相手方 (判明している場合)	(フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R	住所	申出者からみた関係:			
	(フリガナ) 氏名 生年月日 T・S・H・R	住所	申出者からみた関係:			
申出者の状況 (いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法    B ストーカー規制法    C 児童虐待防止法    D その他前記AからCまでに準ずるケース					
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)    その他:		ストーカー規制法に基づく警告実施書面			
相談機関での相談日	(相談機関の一例: 藤沢市福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、警察署、児童相談所 等) 年 月 日 (相談機関の名称) (担当)					
支援措置を求めもの	希望にV	支援を求める事務	現住所等			
		住民基本台帳の閲覧	現住所 同上			
		選挙人名簿の閲覧	現住所 同上			
		住民票の写し等の交付(現住所地)	現住所 同上			
		住民票の除票の写し等の交付(前住所地)	前住所			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)	本籍 筆頭者			
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)	前本籍 筆頭者			
併せて支援を求め者 (同一住所を有する者に限る)	氏名(フリガナ)	生年月日	申出者との関係	氏名(フリガナ)	生年月日	申出者との関係
		T・S H・R			T・S H・R	
		T・S H・R			T・S H・R	

(添付書類がない場合)

相談機関等の意見

1 上記申出書における「申出者の状況」に相違ないものと認める

2 1以外 ※「確認書」を作成・添付のこと

年 月 日

長 (印) (担当 課 係)

支援措置期間 年(令和 年) 月 日から 年(令和 年) 月 日まで

備考

証明書請求時の本人確認書類 併せて支援者: 運転免許証・マイナンバーカード・保険証・学生証・キャッシュカード・その他( )

私 又は 併せて支援を求め者が他の市区町村に所有する固定資産(過去に所有していた場合も含む。)

あり: なし

変更申出の内容:

裏面の「確認書」について、了承しました。

(注) 申出内容にかかる詳細について、相談機関等に確認する場合があります。

# 住民基本台帳事務における支援措置についての確認書

## 1. 支援措置制度について

支援措置制度は、住所を相手方に知られないようにするための制度です。申出をすることで、相手方及び相手方から依頼を受けた者に対して、申出者に係る住民票・戸籍の附票の交付を制限します。

ただし、相手方が債権保全（※）を理由とする場合など、不当な目的によるものでない住民票等の請求については、制限できません。

（※金銭を貸した者が借り手に対して、その返還を請求する権利を行使すること）

また、相手方に現住所を知られていることが判明した場合は、支援措置終了となります。

## 2. 支援措置申出にあたっての注意点

(1) 今後、住民票や戸籍の附票を請求される場合は、申出時に登録した本人確認書類が必要です。

受付場所： 藤沢市役所 本庁舎 1階 市民窓口センターのみ

受付可能時間： 平日のみ 8時半～11時半 / 13時～16時半

※市民センター、郵送、コンビニエンスストア及び他市町村の窓口での請求はできません。

※本人の委任状があっても、代理人には証明交付できません。

(2) 「氏名」「住所」「本籍」その他、支援措置の申出内容が変更になる場合は、手続きを行う前に必ず市民窓口センターまでご連絡ください。

※例えば、戸籍の届出をすると、受理地（届出先の市区町村）や出生地（出産した病院が所在する市区町村）等が戸籍謄本に記載されます。

戸籍謄本は交付制限対象外のため、相手方に取得される可能性があります。

「藤沢市」の記載を避けたい場合は、藤沢市外での届出や、藤沢市外での病院等の利用が必要ですので、事前に市民窓口センターまでご相談ください。

## 3. 支援措置の期間・延長について

支援期間は1年間です（表面の支援措置期間を参照）。

延長の申し出がない場合は、期間満了をもって支援を終了しますのでご注意ください（終了前の事前連絡は原則行いません。）

### ★延長を希望する場合

①延長手続は、期限の1ヶ月前から可能です。必ず事前にご連絡ください。

②延長手続の際は、再度、相談機関等による相談・確認が必要となります。

③延長手続時、継続支援の必要がないと判断される場合には延長をお断りすることがあります。必ずしも延長できるとは限りませんので、ご承知おきください。